

横浜市立本郷中学校「部活動における活動方針」

活動顧問会

第一条 部活動の方針

- ①部活動を通じて豊かな人間性としなやかな生きる力を育み、調和のとれた学校生活の実現を目指します。
 - ア. 部活動休養日を週に1日以上、土日1日以上として設定します。
 - イ. 1日の活動時間は、平日2時間程度、土日3時間程度として設定します。
 - ウ. 大会やコンクール等で土日続けて活動した場合は、休養日を他の日に振り替えて休養日確保します。
 - エ. 学校は、本活動方針を学校HPで公開するとともに、保護者説明会等で説明します。
- ②各部は個々に活動することなく、常に本郷中学校部活動として活動するものとします。

第二条 部活動の性格

- ①保護者の承認を得た希望生徒が参加し、共通の興味や関心を持つ生徒をもって組織します。
- ②学年や学級を離れて、生徒が主体的に知識や技能の習得を目指す活動とします。
- ③活動内容は文化的・体育的とします。

第三条 部活動のねらい

部活動は、教育活動の一貫として行い、単に知識・技能の向上を図るばかりでなく、

- ①集団活動を通して、協力性・協調性を養います。
- ②ルールを仲立ちとして、基本的生活習慣を身につけ、自治活動を養います。
- ③助け合いながら、お互いの向上を目指し、人間尊重の精神を養います。
- ④精神的・体力的・社会的健康を目指し、耐性を養います。
- ⑤教師と生徒の人的なつながりをより深めていく場を通し、社会性を養うことを主眼におき、心・技・体のバランスのとれた活動を目的とします。

第四条 組織

- ①部活動の運営にあたり部顧問会をおく。

第五条 入退部

- ①入部は、本人・保護者が希望し、顧問が了承して成立する。
- ②退部は、顧問・担任が本人と、顧問が保護者とよく話し合い、適切な指導をします。

第六条 部活動の指導・監督

- ①部活動は、顧問または部活動指導員の直接指導を原則とする。
- ②校外引率は、学校長の許可を得、顧問または部活動指導員が必ず引率する。
- ③職員会議実施日、全職員外出時（総会・研修会・集会）や卒業式（当日）等は、部活はなしとする。また、定期テストの3日前からの原則として活動しない。
- ④指導者が事情によりつけないときは、安全に十分留意させ、補欠を依頼する。補欠教師は、活動終了後のミーティングを行う。

第七条 運営に関するもの

- ①顧問は部活動の方針及び年間活動画を作成し、保護者や生徒に活動方針を説明するとともに、月間活動計画を作成し生徒の健康安全に十分配慮して活動する。
- ②部活動保護者会は、原則として年1回実施する。
- ③保護者の了承のもと、部活動のための部費を集めることができる。上限を月額500円とする。ただし、個人で使用する用具や登録料等は別途集金ものとする。
- ④部活動費は、年度当初の部活動保護者会の承認を経て決定し、予算に基づいて執行する。また、年度末には関係者に決算報告を行う。

第八条 活動に関するもの

①活動時間	4月1日～ 9月30日	17：45終了	18：00下校
	10月1日～10月31日	17：15終了	17：30下校
	11月1日～ 1月31日	16：45終了	17：00下校
	2月1日～ 3月31日	17：15終了	17：30下校

※仮入部期間中の活動は17時終了17時15分下校とする。休日の練習はなしとする。

②午前中授業（昼食なし）の日の昼食のとり方

ア. 部ごとに活動場所または指定教室でまとまって昼食をとる。

イ. 当該教室が学活中のときは、廊下で静かに待つ。

ウ. 昼食は、帰りの学活が終了してからとする。

エ. 自宅から弁当を持参することを原則とする。

※中学校給食がある場合は、その限りではない。

オ. 昼食を忘れた場合は、顧問にその旨を連絡した上で再登校する。

カ. 昼食の食べかすや包み紙（袋）等は、きれいに掃除をして家に持ち帰る。

キ. 昼食後は、すぐに荷物を持って活動場所に行く。

③特別練習（休日・早朝練習・延長など）

- ア. 学校長の許可を得、保護者の承諾をとる。
- イ. 生徒の日常活動に支障のないよう、生活・学習・健康等に充分留意して計画的に実施する。
- ウ. 早朝練習は最長7：00から8：10までとし、生徒が8：30までに教室に入り、着席するようにする。（部活動の朝練後であっても8：35のチャイム以降に教室に入った場合は、遅刻となる。）
- エ. 公式試合前の特別延長と特別練習について
 - ・公式試合・コンクール等の3日前から30分を限度として、特別に練習を延長することができる。ただし、事前に校長の許可を得、保護者の了承を得るものとする。
 - ・活動場所の戸締まりは、担当顧問が責任をもって行う。
 - ・定期試験3日前であっても、定期試験直後に公式試合・コンクール等があるときには、1時間以内の特別練習を行うことができる。特別延長と同様の手続きを踏む。

④試合・発表

活動の成果を、試合・大会・コンクールなどで発表する。

⑤総合閉会式への参加

市立中学校総合体育大会閉会式に各運動部の部長が参加する。

⑥合宿

- ア. 学校での合宿は行わない。
- イ. 年度実施の予定の部は、前年度に宿泊等の確保準備をしておくこと。
 - ※実施にあたっては、校長の承認を得、事前に合宿予定表、参加生徒一覧、保護者承認表、健康診断表を提出すること。（事前に保護者とよく相談をして、トラブルのないよう保護者の理解・協力を得られるようにする。）

⑦朝練習がある部活動の部員は、次のルールに従って朝練後に補食をとることができる。

- ・朝練習に参加した生徒は、朝練習後に補食をとることができる。
- ・補食としてとれるものは、軽食のみとする。
- ・補食をとる場所、時間は部活ごとに朝学活に遅れることがないように適切に設定する。
- ・ごみは各自で自宅に持ち帰る。
- ・部員同士や部員以外との食べ物のやり取りはしない。（昼食時の約束と同じ）

⑧更衣は活動場所及び指定教室で行い、荷物は必ず活動場所に持っていく。

⑨運動部の使用できるトイレは原則として体育館部活は体育館、校庭部活は西1階、格技場部活は格技場、文化部は校舎内活動場所の最寄りのトイレとする。

⑩活動着について

- 学校指定の体操着、ジャージ、ユニフォーム、部で揃えたウィンドブレーカーや練習着、スポーツ用のTシャツやズボン、部で斡旋した記念Tシャツとする。
- 登下校の際は、標準服か体操着（ジャージ含む）、部活動で揃えた活動着とする。
※個人で購入したスポーツウエアは不可とする。
- 学校生活の中で、部活動の活動着は着用しない。（体操着とジャージを除く）

第九条 部活動担当者・部活動の新設

- ① 4月上旬に部活動担当者を決定する。
- ② 全教職員が指導にあたり、複数で担当できるように配慮する。
- ③ 部活動の新設及び廃部については、顧問会で検討し、全教職員に諮り決定する。

第十条 その他

- ① 休養日については、平日は月に4日以上、土日には年間52日以上とし、各部の実態に応じ、保護者や生徒の理解のもと弾力的な運用を可とします。
- ② 1日の活動時間については、平日2時間程度、土日3時間程度を目標とし、週16時間未満となるよう配慮します。準備や後片付け、移動時間は活動時間としません。
- ③ 朝練習は、各自が不足している技術や体力を補強する機会とし、学校はそれを支援します。生徒は心身のコンディションを考慮して、参加することとします。
- ④ 地域貢献活動は、活動時間としません。
- ⑤ 顧問は、大会やコンクール等の活動環境に応じて、生徒が主体的かつ十分に力が発揮できるよう、コンディションを考慮した適切かつ柔軟な活動及び指導をします。
- ⑥ 月間活動計画は、月間予定表で代替することを可とします。
- ⑦ 保護者の費用負担については、「部活動運営に関わる費用の方針」で定める。
- ⑧ 美術部は40人を定員とし、定員に達した場合は年度の途中の入部を認めない。

[付則]

- ① 令和2年4月1日より「部活動運営・指導計画」を訂正し、「部活動における活動方針」と名称を変更し実施する。
- ② 令和6年4月1日より「特別派遣積立費」を廃止する。また、文言を現状に合わせて修正した。

横浜市立本郷中学校「部活動運営に関わる費用の方針」

部活動顧問会

1. 方針

- ①本校部活動の目的達成のため、各部活動費と学校配当予算によって部活動の運営にあてる。但し、この活動が生徒の自主的・自発的参加を原則としていることから、個人持ちの用具・服装・県内競技大会への参加旅費は個人負担とする。
- ②各部に学校配当予算に基づいて配当し、保護者負担の軽減について配慮はするものの、学校配当予算だけでは不足するため、参加生徒より「部活動費」を集金する。

2. 予算の財源

部活動実施の経費として、次の各費用を持って財源とする。

- ①学校配当予算
- ②部活動費（参加生徒から集金）
- ③特別派遣積立費（過年度積み立て分）※なくなり次第削除

3. 学校分配金は、次の物品の購入や支出にあてることとする。

- ①備品購入費
- ②消耗品・消耗性備品購入費
- ③備品修理費
- ④部活動運営費

4. 部活動費の集金額について

①部活動費の集金額

各部の部活動費は、集金額の上限を月額500円とする。また、原則として納入後の返金はしない。但し、次のものは別途集金しても良い。

- ア. 個人使用の用具（ユニフォーム、ウインドブレーカー、大会記念Tシャツなど）
- イ. 個人に関わる登録費など
- ウ. その他

②各部活動費の会計

部活動費の集金額、集金方法については、年度当初の部活動保護者会の承認を経て決定し、予算に基づいて執行する。また、原則として年度末までに各部の保護者及び関係者に決算報告を行うものとする。

5. 特別派遣積立費

- ①特別派遣積立費を各部から参加生徒数×500円を集金し、「横浜市立本郷中学校部活動特別積立金」の名で口座を作り、毎年積み立てる。
- ②毎年6月末までに参加生徒から徴収し、部活動顧問会担当者が銀行口座に積み立てる。
- ③納入後の返金はしない。また、年度途中で入部した者からも集金する。ただし、その年度に一度支払った者は、再入部しても集金しない。
- ④特別派遣積立費の用途については、次の通りとする。
 - ア. 関東、全国大会出場などに関わる交通費の補助を基本とする。
 - イ. 県代表としての大会参加などに関わる補助（100,000円上限）とする。
 - ウ. 県外コンクールや表彰などに関わる交通費の補助とする。
- ⑤特別派遣積立費の管理・会計報告は、部活動保護者実行委員会委員長（運動部代表1名 文化部代表1名）と学校長が行う。

6. 部活動保護者実行委員会

- ①構成は、各部の部活動保護者代表1名（男女の場合は各1名）とする。
- ②部活動保護者実行委員会には、委員長2名（代表2名）を置き、部活動顧問会との連絡をはかる。
- ③各部の部活動保護者会について
 - ア. 部活動保護者実行委員（代表）を各部の実状に応じて1～3名、会計を1～2名選出し、部活動の運営の補助や部活動費の会計を顧問との間で円滑に行う。
 - イ. 部活動保護者会を原則として年1回行う。

[付則]

- ①令和6年4月1日より「特別派遣積立費」の運用を見直した。